

# 呉羽総合病院 オープンシステム実施要項

## 「目的」

第1条 本要綱は、呉羽総合病院(以下「病院」という。)内に開放型病床を設置し、病院担当医と地域の医師が互いの情報を共有することにより、患者に対する確かな医療ならびに地域完結型医療を提供することを目的とする。

## 「開放病床の設置」

第2条 病院は一般病床の中から5床を開放病床として設置する。

## 「登録医について」

第3条 開放型病床を利用する医師は、病院に登録した医師(以下「登録医」とする。  
2 登録期間は1年間とし双方とも異存がなければ自動更新とする。  
3 登録の廃止を希望する場合は登録医は病院へ「登録医廃止申請書」を提出する。  
4 登録医は病院の本実施要項を遵守するものとする。

## 「共同診療」

第4条 登録医は、紹介した入院患者を診察し、病院の主治医と共に共同指導ができる。  
ただし、次の事項を遵守するものとする。  
2 診察の為に来院するときは、地域連携支援室へ事前に申込みの連絡をすること。  
申込み受付は病院診療日の平日の8:30から17:00、土曜日の8:30から13:00とする。  
3 共同診療の実施日時は原則として病院診療日の8:30から19:00とするが、主治医との合意がある場合はこの限りではない。  
4 共同診療に際して登録医、病院の主治医が患者の承諾を得て行うこと。  
5 登録医が診療を行った場合は共同指導録に記載すること。  
6 登録医は治療・検査等の指示については、病院の主治医に直接口頭でまたは共同診療録を通して行う。登録医はコメディカルに直接の指示はできない。  
7 登録医は専用のID・パスワードにて電子カルテを閲覧できる。閲覧の範囲は当該患者に限る。電子カルテに直接オーダー・記録等はできない。

## 「退院」

第5条 患者の退院及び退院後の治療方針は病院の主治医と登録医が協議の上決定する。

## 「診療報酬」

第6条 共同指導にかかる報酬は、病院及び登録医が各々診療報酬請求をする。(病院と登録医の共同指導日数は同じであること)

登録医 開放型病院共同指導料Ⅰ 350点/1回(1日につき)

病院 開放型病院共同指導料Ⅱ 220点/1回(1日につき)

※登録医は登録医所属医療機関の診療録に共同診療を行った内容を記載すること。

2 開放型共同指導料Ⅰに対する患者負担分は、病院が代行徴収し、後日、登録医は病院の医事課で受け取る。

## 「運営管理」

第7条 本実施要項に定めのない事項及び運営の疑義については、病院長が諮りこれを解決するものとする。

2 窓口は病院「地域連携支援室」が担当する。

## 「その他」

第8条 登録医からの紹介患者は優先で入院できる。  
2 登録医は高額医療機器(CT・MRI)を共同利用できる。  
3 登録医は病院の図書の利用・文献検索ができる。  
4 病院は登録医に連携便り・勉強会等の案内を行う。

附則 本実施要項は2016年2月1日より施行